

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

報告書

平成 30 年 3 月

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

目次

はじめに	1
I 殺処分ゼロ継続について	2
1 現状と課題	2
(1)収容される犬猫を減らす対策	2
ア 多頭飼育崩壊への対策	
イ 動物取扱業の適正化	
ウ 所有者不明猫(野良猫)及び保護動物への対応	
エ 譲渡動物の避妊または去勢手術の徹底	
(2)飼い主への返還・譲渡を増やす対策	3
2 県として取り組むべき具体的な事業	3
(1)収容される犬猫を減らす対策	3
ア 多頭飼育崩壊への対策	
イ 動物取扱業の適正化	
ウ 所有者不明猫(野良猫)及び保護動物への対応	
エ 譲渡動物の避妊または去勢手術の徹底	
(2)飼い主への返還・譲渡を増やす対策	4
3 まとめ	5
II 動物愛護の普及啓発について	6
1 現状と課題	6
(1)飼い主への普及啓発の促進	6
(2)県民への普及啓発の充実強化	6
2 県として取り組むべき具体的な事業	6
(1)飼い主への普及啓発の促進	6
(2)県民への普及啓発の充実強化	7
3 まとめ	8
III 災害時動物救護について	9
1 現状と課題	9
2 県として取り組むべき具体的な事業	9
3 まとめ	10

IV 新しい基金について	1 1
1 基金の考え方	1 1
2 基金の使途	1 1
3 名称	1 1
4 基金を創設するうえでの留意事項	1 2
5 まとめ	1 2
おわりに	1 3
(参考)神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会 委員名簿 開催履歴	1 4

はじめに

神奈川県動物保護センター（以下、センターという。）では、平成28年度まで犬は4年間、猫は3年間の殺処分ゼロを継続している。

この殺処分ゼロ継続は、関係者の懸命な活動により支えられている実態もあり、今後も継続するためには、根本的な対策として、動物保護センターに収容される動物を減らす「入口対策」と収容された動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を増やす「出口対策」の充実・強化が求められている。

また、近年、国内で相次いでいる大規模災害の発生を踏まえ、本県における災害時の動物救護対策について、災害時拠点としての施設整備と併せてソフト面の検討が必要である。

そこで、こうした課題について検討し、動物愛護の先進県として、よりふさわしい新しい動物愛護の総合的施策の策定に反映させるため、平成29年10月17日に「神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会」が設置された。

本検討会では、神奈川県動物愛護管理施策に関すること、特に、充実・強化が必要な「殺処分ゼロ継続」、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」について検討するとともに、事業をより推進していくための新たな財源確保として、県の動物愛護の取組みに共感・賛同する県民等からの寄附を受入れるための新しい基金の創設について検討した。

本報告は、検討会で出た意見について、事業ごとに取りまとめたものである。

平成30年3月30日

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

会長 鳥海 弘

動物愛護管理の総合的施策について

I 殺処分ゼロ継続について

1 現状と課題

(1) 収容される犬猫を減らす対策

ア 多頭飼育崩壊への対応

- 神奈川県動物保護センター（以下、「センター」という。）に引き取られる犬や猫は、動物愛護意識の普及啓発などにより、近年、大きく減少してきたが、昨年度は複数の多頭飼育崩壊が発生し、引取り数が増加したため、多頭飼育崩壊を防ぐ対策を検討する必要がある。
- 引取り手数料を払えず動物を収容できなかつたり、飼い主の死亡後も所有権が整理されずに動物が取り残されてしまう事例があるため、その場合における動物の取扱いと手続について検討する必要がある。

イ 動物取扱業の適正化

- 県に登録している第一種動物取扱業は1,200施設以上あるが、限られた人員体制の中で、全ての施設に毎年立ち入ることは困難なため、効果的な指導の手法を検討する必要がある。

ウ 所有者不明猫（野良猫）及び保護動物への対応

- 殺処分ゼロは、センターに保護された犬猫だけのことであり、県が公益社団法人神奈川県獣医師会（以下、「県獣医師会」という。）に委託している負傷等猫は含まれていない。
また、治療後、障がい等が残り、譲渡が困難な状態の猫は、県獣医師会所属の動物病院で終生飼養になっているケースが多いため、治療後譲渡できない猫への対応を検討する必要がある。
- センターに保護された動物で、重い怪我や病気のものについては、センターで治療することができず、また、安楽死の客観的な基準も定まっていないことから、一部のボランティアが譲渡を受けた後に治療、看取りをしている現状があるため、県として怪我や病気の治療などに対応することについて検討する必要がある。

- 捕獲して繁殖制限の手術した後、トイレの管理など地域との共生に必要なことをせず、餌をやるだけで管理が伴わない活動では負傷猫等を増やすのみで、根本的な解決にはつながらないため、適正な地域猫活動の啓発が必要である。

エ 譲渡動物の避妊又は去勢手術の徹底

- 現在も譲渡する犬猫については原則的に避妊又は去勢手術を実施しているが、新センターでは施設も充実するので、手術ができる獣医師を適切に配置できるようにすることが重要である。

(2) 飼い主への返還・譲渡を増やす対策

- マイクロチップの装着促進を図っているが、迷子犬の飼い主への返還率が60%に留まっているため、所有明示の更なる推進が必要である。
- センターからの直接譲渡が、横浜市、川崎市及び横須賀市を除く県域在住者に限定されているため、譲渡エリアを拡大する必要がある。
- センターからの譲渡の大半がボランティアへの譲渡であるため、センターからの直接譲渡を増やす対策を検討する必要がある。

2 県として取り組むべき具体的な事業

(1) 収容される犬猫を減らす対策

ア 多頭飼育崩壊への対策

- 多頭飼育崩壊に至る不適切な多頭飼育を減らすため、多頭飼育の届出制の導入と監視体制の整備（保健福祉事務所やセンターの動物愛護監視員の増員等）を行う。
- 飼い主指導、早期探知のための行政間やボランティアとの連携体制・システム作りなど様々な対策を講じる。
- 引取り手数料を払えず動物を収容できなかつたり、飼い主の死亡後、所有権が整理されず取り残されてしまった動物をセンターで保護する事務手続き上の対応策等の検討を行う。

イ 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者については、過去の立入調査の結果に基づき、立入頻度を変えるなどの方法を検討し、限られた人員体制のもと、より効果的な

指導に繋げる。

- 新センターに設置予定の研修室を活用し、動物取扱業の新規登録時に法令・苦情事例などについて、DVD等の上映による講習を行う。
- 動物取扱業者とは、監視する側、される側という関係だけではなく、連携して飼い主への普及啓発などを行うことについて検討する。

ウ 所有者不明猫（野良猫）及び保護動物への対応

- センターに保護された負傷等動物の治療体制を整備する。
具体的には、治療の基準を設け、行政が対応すべき範囲と、有志による治療の範囲について目安を決めるとともに、動物の福祉により配慮した獣医療が提供できるよう、県獣医師会や獣医科大学との連携も視野に入れ体制を整備する。
- 動物の安楽死処分に関する判断・手順などを定める。
- ボランティアによる保護動物の一時預かりを制度化する。
- 馴化されていない等、譲渡されにくい保護動物のサポートする制度を検討する。
- 負傷猫の処置を県獣医師会で実施しているが、治療後、障がいがあり譲渡が困難な状態の猫は、センターが引き取る等、明確な方針を示す。
- センターにおける業務量の増加に見合った職員を確保する。
- 避妊又は去勢手術を推進するとともに、地域猫講座を開催するなど、地域猫活動やTNR活動等に関する正しい知識の普及啓発を行う。

エ 譲渡動物の避妊又は去勢手術の徹底

- 県獣医師会や県内の獣医科大学と連携し、譲渡する全ての犬、猫について、避妊又は去勢手術をセンターの獣医師が施術できるようにする。

(2) 飼い主への返還・譲渡を増やす対策

- 迷子犬の飼い主への返還を増やすため、登録や鑑札装着、マイクロチップなどの所有明示措置が徹底されるよう、取組みを強化する。
- 返還時に、その場で鑑札の装着や迷子札の作製を行う常設スペースをセンターに設ける。
- 譲渡エリアの拡大などにより、センターからの直接譲渡を促進する。
- 県民が訪問しやすい土・日・祝日に、譲渡会や飼い主を対象としたしつ

け教室やトリミング講習などのイベントをセンターで開催し、訪問しやすく楽しい施設としてセンターのイメージアップを図り、譲渡の促進につなげる。

- 動物愛護ボランティア団体が合同開催する譲渡会を企画する等、ボランティア同志の交流の機会を提供し、譲渡を促進する。
- 飼養前の講習を受けた方や家族を対象に、ふれあい譲渡室などで飼育体験を実施する。

3 まとめ

- 多頭飼育崩壊への対策として、届出制の導入と併せて関係機関との連携体制の構築が必要である。
- 飼い主の経済的な事情や死亡等により、取り残された動物に対する引取り手数料等の問題への対応策の検討が必要である。
- 動物取扱業の監視指導については、過去の立入り調査結果等を踏まえてランク付けを行い、立入り頻度を定めるなど、効果的な監視指導が必要である。
- 所有者不明猫及び保護動物については、安楽死基準の設定、県獣医師会や獣医科大学と連携した治療など、動物の福祉により配慮した対応を検討することが必要である。
- 迷子犬の飼い主への返還を増やすため、登録や鑑札装着、マイクロチップなどの所有明示措置が徹底されるよう、取組みを強化することが必要である。
- 譲渡を増やすため、ボランティアへの譲渡に加え、県民が訪問しやすい土・日・祝日における譲渡会の開催等による、センターからの直接譲渡を推進する取組みが必要である。

II 動物愛護の普及啓発について

1 現状と課題

(1) 飼い主への普及啓発の促進

- 「殺処分ゼロ」というキーワードが独り歩きし、「行政は処分を行わない」というイメージから、安易な飼育放棄を申出るケースが発生しているため、「殺処分ゼロ」というキーワードを見直す必要がある。
- 飼い主向け講習会などの参加者が、熱心な飼い主に偏る傾向にあるため、より多くの飼い主の参加が得られる方法を検討する必要がある。
- 猟犬と思われる犬がセンターに保護される事例が毎年あるため、対策を検討する必要がある。
- センターに引き取られる犬猫の飼育放棄理由として「飼い主の高齢」が占める割合が近年増加しているため、対策を検討する必要がある。

(2) 県民への普及啓発の充実強化

- 子どもたちへの教育は大切であるが、限られたカリキュラムの中で、動物との触れ合いのために学校外で授業を行うことは難しいため、関連部署が連携し、学校内で普及啓発できる方法を検討する必要がある。

2 県として取り組むべき具体的な事業

(1) 飼い主への普及啓発の促進

- 「殺処分ゼロ」というキーワードを「致死処置ゼロ」等の表現とするか、「いのちをつなぐ率 100%」等の前向きな表現に見直すとともに、県民に対し、必要な安楽死処置は行う旨、明示していく。
- 熱心な飼い主以外にも普及啓発するため、多くの人が集まるイベントや日常的に飼い主と接する動物取扱業者と連携した取組みを検討する。
- 猟犬対策の一環として、関係部署と連携し、狩猟者に対する普及啓発をさらに推進する。
- 飼い主の高齢化や、飼い主が病気になった場合への備えなどについて、啓発を行う。
- センターに保護された動物を高齢者に譲渡する場合の条件などについて検討する。

- 年齢的にペットを新たに飼うことが難しい場合であっても、動物とふれ合いたいと考える高齢者が、センターに保護された動物の馴化や一時預かりなどのボランティアとなることができるよう検討する。
- 飼えなくなった動物を引き取る際には、手数料の値上げや登録していない犬は登録後に引き取るなど、ルールを厳格化する。センターに保護した全ての犬に鑑札を装着することは、譲渡先のボランティアの負担軽減にもつながる。
- マイクロチップや迷子札、鑑札等の所有明示がなかった場合は、返還時に、飼い主の費用負担でマイクロチップを装着し返還する。犬の場合は、登録をしていなければ登録手続きの上、鑑札を持参することを義務化する等、迷子犬の返還に係るルールを厳格化する。
- 新センターのふれあいホールなどを活用して、子犬・子猫・問題行動犬のためのしつけ教室、犬の散歩教室、高齢動物の介護教室などを開催し、飼育放棄防止を図る。

(2) 県民への普及啓発の充実強化

- 小・中学校等の授業で活用し普及啓発を図るため、センターの役割や施設設備、実施している事業などを紹介する動画資料を作成し、ホームページからアクセスできるようにする。
- センターを活用した動物愛護イベントや夏休み等を活用した動物教室など、子どもを対象とした普及啓発イベントを開催し、いのちの大切さを学ぶ取組みの充実を図る。
- 小学校での動物飼育に対して、動物の提供や技術的指導などの支援を検討する。
- 県民が訪問しやすい土・日・祝日にセンターを開放し、より多くの人に、センターの取組みや動物愛護について理解を深めてもらう。
- 子どもや近隣住民にセンターのホールや図書室などを開放し、宿題をしたり本を読みに来たり相談などができる環境を用意することで、来所を促し、展示物などを通じて動物愛護に関する知見を深めてもらう。
- 民間団体が実施する犬のしつけ教室や動物愛護活動に施設を貸し出す。
- センターへ学生ボランティアを受け入れることや、中学生・高校生向けの動物愛護ボランティア体験教室の開催などを検討する。

3 まとめ

- 飼い主への適正飼養の普及啓発を推進するため、様々な関係者との連携が必要である。

例えば、日常的に飼い主と接する動物取扱業者との連携やシニアボランティア、猟犬を管轄する部署との連携が考えられる。

- 「殺処分ゼロ」という言葉を見直す。
- 子どもたちへの啓発を推進するため、ICTを活用した授業等、学校内で啓発できる方法を検討する必要がある。
- センターを県民が訪問しやすい、土・日・祝日の開放を検討するとともに、「ふれあいホール」や「図書室」など、新しいセンターの施設を積極的に活用し、飼い主や県民への普及啓発に取り組む必要がある。

Ⅲ 災害時動物救護について

1 現状と課題

- 環境省が改定した「人とペットの災害対策ガイドライン」において、自治体の役割として平時から取り組む「飼い主の自助の支援」の重要性が強調されていることから、県の「災害時動物救護活動マニュアル」内容も見直す必要がある。
- ペットの同行避難の意識が広まっているが、「公助」に頼り過ぎることが、災害時にトラブルの原因となったり、現場での解決が難しい事例となることもあるので、飼い主や避難所運営者等に国のガイドラインをもとに正しく理解してもらう必要がある。
- センターは災害時の動物救護活動の拠点となることから、災害時のための設備等が充実する新センターにおいて、訓練の実施を検討する必要がある。

2 県として取り組むべき具体的な事業

- 環境省が改定したガイドラインを踏まえ、災害時の対応は飼い主による「自助」が基本であることを記載するとともに、救護活動の対象となるペットの範囲を明確にするなど、県の「災害時動物救護活動マニュアル」を見直す。
- 災害時に初期対応する市町村職員や自治会役員等への講習会を開催する。
- 「自助」、「共助」あってこそ「公助」が原則である、という認識を飼い主や避難所運営者に周知する。
- 県から離れた地域の自治体やペット関連物資の物流・在庫を持っている民間業者、動物取扱業者等と災害時の連携体制を構築することを検討する。
- 動物救援本部構成員による訓練等、災害発生時を想定した避難訓練を本部となるセンターで実施する。
- センターの施設見学や災害時グッズの展示等により、飼い主の防災意識を高める。
- センターの研修室を利用し、飼い主向けの災害時対策の研修及びボランティア向けの災害時動物救護活動に係る研修を開催する。
- ペットと同行避難できる避難所を公表する。
- 災害時に収容した所有者不明動物の飼い主探しや新しい飼い主への譲渡を推進するための効果的な方法を検討する。

3 まとめ

- 環境省が改定した「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容を踏まえ、災害時の対応は飼い主による「自助」が基本であることを記載するなど、県の「災害時動物救護活動マニュアル」も見直す必要がある。
- 市町村の職員や自治会役員等に対する講習会を開催するとともに、飼い主やボランティア向けの研修会等も開催し、「自助」、「共助」があつてこそ「公助」が原則であることなど、災害時対策の普及啓発を図る必要がある。
- 新センターにおいて、災害時の動物救護活動拠点としての設備等を活用した訓練を定期的実施する必要がある。

IV 新しい基金について

1 基金の考え方

- 漠然とボランティア支援のためだけの基金を創設することには反対だが、基金の使用ルールを明確にするならば、活動を推進するために税金以外の原資獲得策として基金創設はよい。
- 公益に資する目的で使われるべき税金を、愛玩することを目的に動物を飼育している一部の者や、あるいは飼い主の都合により手放された動物の利益のために使うことについて、動物を飼育していない人や苦手な人の理解を得ることは難しいが、寄附であれば寄附者が事業の趣旨に共感し支援することとなるので、広く理解が得られる。
- 積立金が少額でも実施できる事業から始め、継続していけば、その過程でより多くの賛同が得られるようになる。
- 神奈川県を取り組みをモデルケースとし、日本全体の動物福祉の向上につながる、というような基金になっていくとよい。

2 基金の用途

- センターの保護動物に関わる活動に対し使うべきである。
- 保護動物の治療に必要な経費や、県内の獣医科大学との連携に必要な経費等にあれば、動物を飼っていない人等の賛同も広く得られる。
- 「獣医療費」や「繁殖制限処置費用」等、用途を指定した寄附制度を設ければ寄附をする側にとっては目的が明確になり寄附しやすくなる。
- ただし、用途をあまり限定せず、柔軟に使用できる余地を残すことも必要である。

3 名称

- ペットの飼い主や動物好きの人だけではなく、幅広い人々から共感を得られるよう、基金の名称は、「動物愛護推進基金」ではなく、「人と動物の共生社会推進基金」などで、かつ、他自治体の基金や組織名と重複しない名称とすべきである。

4 基金を創設するうえでの留意事項

- 新たな制度として寄附を集めるために、自治体職員に過度な時間と労力の負担が生じることが無いようにすること。
- 動物保護センターに収容される動物を減らす「入口対策」と収容された動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を増やす「出口対策」の充実・強化の取組みを優先すること。
- 寄附の使途が横浜市、川崎市などの政令市が対象外となるため、寄附募集に当たっては誤解が生じないように行う必要がある。
- 現在、実施されているボランティアへの補助金制度の見直しも併せて行うこと。

ボランティアへの補助金については、使途の適不適の判断が難しい飼養管理費ではなく、動物病院のカルテや領収書等により、必要性の有無と金額、対象動物が明確に分かる獣医療費に限定した補助とすべきである。

5 まとめ

- 事業の趣旨に賛同する人からの寄附金による基金を活用して、事業を充実させることは、動物を飼育していない人などにも理解が得られやすく有効である。
- 基金は、ボランティア支援のためではなく、動物保護センターに保護された動物を生かすために活用すべきである。
- 具体的な使途を明確にして寄附募集を行うべきである。
- 基金創設後は、寄附を集めるために時間や労力をかけないように留意し、動物保護センターに収容される動物を減らすための取組みや収容された動物の返還・譲渡を充実・強化する取組みを優先すべきである。
- 基金の名称は「人と動物の共生社会推進基金」など、幅広い人々から共感が得られるものとすべきである。

おわりに

本検討会では、神奈川県動物愛護管理施策について、これまで3回にわたり「殺処分ゼロ継続」、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」について、検討を重ねた。

「殺処分ゼロ継続」については、神奈川県は平成26年に「犬の殺処分ゼロ宣言」を行い、現在まで継続していることは評価できるが、一方で「殺処分ゼロ」という言葉の独り歩きによる弊害も出てきている。県獣医師会やボランティアに負担がかかっているなどの、多くの意見も出され、課題の抽出と解決のために議論を重ねた。

また、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」については、各委員の専門的な見識や経験に基づき、国の動向なども踏まえ、新しく建て替えられる動物保護センターを活動拠点とし、施設や機能を活かすことを視野に検討した。

さらに、新しい基金の創設については、設置の目的や基金の用途などについて様々な意見が出た。

最後に、県が、本検討会の意見を踏まえ、動物の愛護活動を通じて、人と動物が幸せに暮らす社会の実現に取り組む先進県としてよりふさわしい施策を策定することを期待する。

神奈川県における動物管理施策に関する検討会 委員名簿

区分	氏名	職名
有識者	○植竹 勝治	麻布大学 教授
	◎鳥海 弘	公益社団法人神奈川県獣医師会 会長
	平井 潤子	人と動物の防災を考える市民ネットワーク特定非営利活動法人アナイス 代表
	丸山 総一	日本大学 教授
	米山 由男	一般社団法人全国ペット協会名誉会長
ボランティア	石丸 雅代	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア
	原 奈弓	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア
行政機関	小沼 徹	神奈川県公立小学校長会副会長
	丸山 剛	神奈川県狂犬病予防推進協議会長

◎ 会長 ○ 副会長

※ 各区分内は五十音順

開催履歴

	開催日	場所	内容
第1回	平成29年 10月24日	神奈川県総合医療会館	・神奈川県における動物愛護 管理施策について
第2回	平成29年 11月9日	神奈川県総合医療会館	・神奈川県における動物愛護 管理施策について ・中間報告の内容について
第3回	平成30年 1月25日	神奈川県総合医療会館	・神奈川県における動物愛護 管理施策について ・最終報告の内容について